

(仮称) 柏中学校区義務教育学校建設等工事設計要領

I 設計主旨

令和10年度に開校を目指す柏中学校区の義務教育学校について、柏中学校敷地内において、既存校舎を残しながら前期課程（1年生～6年生）の校舎増築等の基本設計・実施設計を行うもの。

II 計画概要・計画書室等

1. 計画概要

建設地	柏市明原四丁目1番1号		
用途地域等	第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域, 第一種高度地区		
計画敷地面積	約40,445㎡		
建ぺい率	60%	容積率	200%
防火地域	指定なし（法22条区域）		
施設用途	小学校		
主要構造	RC造・S造・軽量鉄骨造 地上4～5階建て		
主要施設等 計画規模	①普通教室及び特別教室	約14,000㎡（延べ面積）	
	②屋内運動場	約1,400㎡（延べ面積）	
	③給食室	約1,000㎡（延べ面積）	
	④こどもルーム	約1,000㎡（延べ面積）	
概算工事費	約90億円（税込み）		

2. 計画諸室

① 普通教室及び特別教室	
普通教室	通常級 30教室（5クラス×6学年前期課程（1年生から6年生）） 学年室（少人数学級兼用） 6教室 特別支援学級 8教室
特別教室	理科教室，音楽教室，図画工作教室，家庭教室，外国語教室，視聴覚教室，ICT教室，図書室（こども図書館兼用），特別活動室，教育相談室，ランチルーム，多目的室，地域ルーム，児童会室等
管理諸室	校長室（応接室含む），職員室（ティーチャーズルームを含む），事務室，会議室，PTA室，休憩室，更衣室，印刷室・教材保管室，機械・電気等管理室，エレベーター，保健室（カウンセリング室），放送室，サーバー室，トイレ，目的トイレ，倉庫等

② 屋内運動場	
アリーナ，ステージ，器具室，更衣室，トイレ、防災備蓄倉庫等	
③ 給食施設	
調理室，洗浄室，検収室，下処理室，配膳室，休憩室等	
④ こどもルーム	
クラスルーム，管理室，トイレ，倉庫	
⑤改修	
既設棟（㉔-1，㉔棟）管理諸室の改修，渡り廊下取付部分の改修	
改修面積	約500㎡
⑥ プール解体	
既設プール（㉕，㉖，㉗棟），	
解体面積	建築物 約106㎡，水面積325㎡
⑦ 土木諸施設	
① 計画諸施設・設備	
外構	正門・通用門，外周フェンス，駐車場，駐輪場，外灯，舗装通路，ゴミ置き場，鉄棒，防球ネット，掲示板，花壇等
グラウンド造成	排水施設，散水設備，植栽配置，競技トラック等
施設	器具倉庫，防災備蓄倉庫等

Ⅲ 特記事項

1. 業務内容

下記項目を踏まえ基本計画・基本設計・実施設計を行う。

- (1) 学校施設個別施設計画および柏中学校区における義務教育学校施設整備方針に準拠した内容を検討し計画すること。
- (2) 既存資料（設計図）調査，敷地・建築物の現地調査を実施し，現地調査結果を報告書として提出すること。
- (3) 上記計画諸室等（案）について，関係各課及び学校関係者と協議し，確定させること。また，計画諸室等に示された内容は，学校施設のみである為，地域施設などの必要性について，関係各課と協議し，必要であれば計画諸室等に盛り込むこと。
- (4) 基本計画（設計方針等）の策定にあたっては，設計と条件の資料等をもとに，関係各課と十分協議すること。

- (5) 設計仕様の決定をする際には、比較検討資料を提示して選定理由を明確にし、承認を受けること。
- (6) 工事総額は、特記仕様書に示した概算工事費以内となるよう設計すること。
- (7) 学校施設台帳と現地の整合について報告を行うこと。
- (8) ワークショップ（全体で5回程度、受注者から各回3人程度の出席を想定）に必要な資料作成、司会進行説明、アンケート等の集約・とりまとめを行うこと。
- (9) 学校教育・学校運営・学校施設計画等における包括的な知識と意見調整を必要のため、学識経験者を1名選任し、設計アドバイザーとして設置するものとする。なお、設計アドバイザーの選任には、氏名、所属、研究分野、参画事業及び活動履歴等を記載した選任理由書を提出し、あらかじめ委託者の承認を受ける。設計アドバイザーの職務は以下のとおり。
 - (ア) 近年の学校教育・学校運営・学校施設計画手法に見識があり、委託者に事例紹介や運営に関する指導・助言を行う。
 - (イ) 受注者が実施するワークショップの運営、意見集約及び整理等に協力・助言を行う。
 - (ウ) 教育方針を施設計画に反映するための助言・指導を行う。
 - (エ) 計画敷地に係る、行政施策・計画等への対応について、助言・指導を行う。
- (10) 可能な範囲で、適宜、上記アドバイザーに意見等を聴取すること。方法等については、別途協議とする。
- (11) 国庫補助申請に必要な資料作成、補助区分に応じた面積表、設計内訳書の作成をすること
- (12) 基本計画の中で、以下の(ア)～(カ)の内容を計画し、策定すること。
 - (ア) 普通教室等の使用方法及び整備内容（施設管理者及び関係課と協議の上決定すること。）
 - (イ) 給食配膳室（関係課と協議の上決定すること。）
 - (ウ) 増築校舎の配置
 - (エ) 既設棟（㉙-1棟、㉚棟）を含め一体的な使用を考えた室配置（管理諸室の移設後の改修内容等を含む）
 - (オ) 各棟間の移動（体育館も含む）を考慮した接続計画
 - (カ) 駅前開発等に伴う増築スペースの検討

2. 調査方法

- (1) 資料調査
借与した図面を確認し、現地確認に必要な情報を整理する。
- (2) 現地調査
 - (a) 公道から対象建築物までの進入ルートの有効幅員・架空及び埋設障害物・建築物の高さ・地形等を調査し配置図に記録する。
 - (b) 対象建築物の利用動線・避難経路を調査し平面図に記録する。
 - (c) 建築基準法第12条第5項の報告を求められることが予想される。既存の計画

通知をもとに減少・増加した周辺施設を記録する。

- (d) 建築基準法第55条第2項、第56条の2第1項ただし書きの許可申請（日影の許可）が求められる可能性があるため、諸官庁と協議を行い、協議内容を記録すること。

(3) 建築物の現況調査

- (a) 建物調査：既存設計図を基に建物の調査を行い必要な図面を作成する。
(b) 平面の変更や設備の変更，利用状況の変更がある場合は，その内容を検討し記録する。
(c) 建物履歴調査：建物の経歴を調査し，改修工事，用途変更，等の情報を確認し記録する。
(d) 現況の写真撮影（建物内外観，備品設置状況等）

3. 調査概要

(1) 敷地現況測量

校舎棟の増築及び建築基準法の許可申請における敷地全体の現況測量とレベル測量を行うこと。

(2) アスベスト調査

アスベスト含有建材を竣工図及び目視で状況確認を行い，含有建材の報告を担当職員に行なうこと。そのうえで分析調査を実施すること。

(a) 調査建物

柏市立柏中学校 校舎棟

①-1棟，①-2棟，⑫棟，⑳棟，㉔棟 計5棟

(b) 分析方法

定性・定量分析 JIS A 1481 規格群

(c) 検体数

20 検体程度

(3) 地質調査（ボーリング調査）

試験及び調査方法は，日本工業規格（JIS）又は土質工学会基準（JSF）に基づき，下記の調査及び試験を行うものとする。

(a) 試掘箇所

敷地内（増築校舎及び仮設校舎予定地） 12箇所

※ 試掘場所は，担当職員と協議によるものとする。

(b) 機械ボーリング

機械ボーリング（1箇所毎） 40m

(c) サウンディング

標準貫入試験（回/m毎/箇所） 40回

(d) 土質試験（物理・力学試験）

不攪乱試料採取 1試料

①物理試験

密度・含水比・粒度・液性・塑性・湿潤：各 1 試料

②力学試験

三軸・圧密：各 1 試料

V 設計仕様

1. 必須事項

必ず実施する工事として提案し設計を行う。

- (1) 前期課程（1年生～6年生）の校舎増築
- (2) 既存校舎との接続
- (3) 既存校舎の改修工事
- (4) プール解体

2. 原則事項

原則実施する工事として提案し設計を行う。

- (1) 耐久性・可変性・メンテナンス性の強化を図ること。
- (2) 維持管理や設備更新の容易性の確保
- (3) 多様な学習内容・形態による活動が可能となる環境の提供
- (4) 断熱，日射遮蔽・換気等の省エネルギー対策

3. 検討事項

以下の項目に対し提案し設計を行う。

- (1) 配置計画等
 - (a) 建物位置については，添付した配置図案を参考に，基本計画の中で比較検討資料を作成し決定すること。
 - (b) 構造方法について検討をすること。
 - (c) 駅前再開発等に伴う増築スペースの検討をすること。
- (2) 内部
 - (a) 室内環境（感覚的雰囲気，科学的雰囲気（温湿度））の向上。
 - (b) 内装は木質化を図ること
 - (c) 学校，学童保育，地域開放エリア等のエリア分けし，それを想定した動線や警備システムを考慮すること
 - (d) 既設建物との統一感に配慮した内外装計画。
 - (e) 工事以外の棚や傘立て等の備品。
 - (f) 安全性やセキュリティ，防災機能の強化などを考慮した施設とすること。（災害時の避難所開設，来訪者が確認しやすい配置，児童に目が届きやすい教室配置，敷地内の歩車分離等）
 - (g) 教室の可変性・転用性に配慮すること。
 - (h) 渡り廊下は，給食ワゴン車の通行ができるものとし，かつ利用者の動線に配慮したものとすること。
- (3) 外構

- (a) 学校敷地各校門から校舎（昇降口）へのアプローチ。
 - (b) 給食室への搬入動線を考慮した，外構整備を計画検討すること。（スロープ，外階段，フェンス（隣地境界線），植栽計画，駐車場，雨水排水計画など）
 - (c) 景観に配慮した外構計画及び植栽計画。
 - (d) 地域の住民の学校のイメージが変わるような，ファサードや外構。
 - (e) 既存グラウンド状況の確認と前期・後期毎の区分け方法などの提案。
- (4) バリアフリー
- 障害のある児童及び教職員などが安全かつ円滑に学校生活を送れるようなバリアフリー化を図ること。
- (5) 電気・機械設備・省エネ
- (a) 手洗い場・トイレなどについては不足がないよう検討。
 - (b) 防災や省エネに有効な設備検討。
 - (c) 太陽光発電設備は，売電も含め検討すること。尚，屋内運動場に避難所機能を確保できるよう，蓄電池設備の設置も合わせて検討を行うこと。
 - (d) ZEB 化における建物性能，エネルギー効率，費用対効果及び仕様コスト等の比較を行い，原則，ZEB Ready 以上の認証を取得する計画とすること。
- (6) 仮設計画
- (a) 工事期間中の児童，教職員，出入り業者等，施設利用者の動線に配慮した仮設計画。
 - (b) 工事期間中のグラウンド計画について計画すること。
- (7) その他
- (a) 児童や教職員の学習環境・生活環境の向上に配慮すること。
 - (b) 給食室の厨房機器について計画すること。
 - (c) 管理関係諸室は，原則として1階グラウンドに面する位置に配置すること。（職員室は，約140名規模とする。）
 - (d) 各種関係法令に適合する計画。

4. 協議事項

以下の項目に対して，協議を行い必要があれば申請，届出を行う。

- (1) 建築基準法，第56条の2の規定に基づく許可申請手続き，計画通知手続き，その他法（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の市促進する法律や建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等），条例等の調査打合せ手続き全般を行うこと。
- (2) 送電設備の整備状況等について，電気事業者と協議すること。
- (3) 排水施設等の放流先については，放流先管理者と協議すること。
- (4) 防災計画について，関係各課と協議すること
- (5) 放送・弱電・消防設備等について，学校の運営に支障がなきよう過渡期の状況（施工前・施工中・竣工後等）を勘案し，関係各課及び消防等関係機関と協議すること。

IV 配慮事項

- (1) 設計概要（設計方針等）の策定にあたっては，設計と条件の資料等をもとに，市及

び関係部局と十分、協議すること。

- (2) 建設(イニシャル)コストの削減, ランニングコスト縮減, リサイクル建設副産物の発生抑制に配慮・検討すること。
- (3) 刊行物・見積り取得・R I B Cによる単価の設定においては, 比較検討を行い適正な金額で積算を行うこと。
- (4) 地球温暖化防止条例における環境負荷への配慮をする。また, 省エネルギー対策や循環型施設に配慮・検討し, 冷暖房設備・太陽光発電設備等の設計に取り入れること。
- (5) 柏市景観計画等に配慮し, 検討すること。また, 景観条例に係る手続きに伴う資料作成・会議出席等を行うこと。
- (6) 上記の検討・設計を行う際には, 比較検討資料を提示して選定理由を明確にし, 承認を受けること。